

◆◆◆ インフルエンザの予防接種が始まります ◆◆◆

インフルエンザワクチンは、接種することでインフルエンザの発病の予防や、かかった場合の重症化の予防に一定の効果があるとされています。予防接種を受けてから抵抗力がつくまでに2週間程度かかります。効果は約5カ月間持続するため、流行前の12月上旬までに接種しましょう。



▲詳細

■助成内容

	対 象 者	料 金	持 参 品
定期予防接種	①接種日に65歳以上の人 ②接種日に60～64歳の人で、心臓やじん臓・呼吸器の機能に重度の障がい（身体障害者手帳1級またはそれと同程度の障がい）がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人	自己負担額 1,700円（接種料金5,700円のうち、市が4,000円を助成） ※生活保護世帯は無料（証明書を持参）	・健康保険証（マイナ保険証） ・②に該当する人は身体障害者手帳、または医師の診断書
任意予防接種	・生後6カ月以上の乳幼児（2回） ・小学生（2回） ・中学生（1回） ・高校生に相当する年齢の人（1回） ※（ ）内は助成回数	1回につき1,500円を助成（接種料金から1,500円を差し引いた額を自己負担） ※接種料金は医療機関により異なります。	・母子健康手帳

◆◆◆ 新型コロナの予防接種が始まります ◆◆◆



▲詳細

■助成内容

対 象 者	料 金	持 参 品
①接種日に65歳以上の人 ②接種日に60～64歳の人で、心臓やじん臓・呼吸器の機能に重度の障がい（身体障害者手帳1級またはそれと同程度の障がい）がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人	自己負担額 4,800円（接種料金15,900円のうち、市から11,100円を助成） ※生活保護世帯は無料（証明書を持参）	・健康保険証（マイナ保険証） ・②に該当する人は身体障害者手帳、または医師の診断書

予防接種における共通事項

助成期間 10月1日⑥～令和8年1月31日④

※予防接種は、令和8年3月31日④まで受けられますが、2月1日⑥以降は全額自己負担となります。

※定期予防接種対象者で、天草地域以外で接種を希望する場合は、各保健福祉センターへお問い合わせください。

◆◆◆ 新和地区地域健診 ◆◆◆

日11月2日⑥

場小宮地地区コミュニティセンター（旧新和町民センター）

※申込者には受診日の約3週間前に問診票一式を送付します。

※申し込みをしていない人で受診を希望する場合は、市公式LINE「健康・保健」メニューから、または天草中央保健福祉センターへ電話で申し込んでください。



▲市公式LINE



対象健診（検診）の受診でポイント獲得できます。

☎天草中央保健福祉センター（複合施設こくらす内）☎24-0620
天草西保健福祉センター（河浦町）☎75-3301

人と動物が共に生きるために

動物を飼うということは「命を預かる」ということ。飼い主にはさまざまな義務や責任があります。全ての人がマナーやルールを守り、動物が好きな人もそうでない人も気持ちよく生活できる社会を作っていきましょう。

☎市民環境課☎32-7861

動物愛護法

動物の飼い主（所有者・占有者）は、その動物の愛護・管理に関する責任を十分に自覚し、健康・安全を保持するよう努めなければなりません。また、その動物が他者の生命・身体・財産に被害を与えないようにするとともに、生活環境に支障を生じさせない、迷惑をかけないように努めることが動物愛護法で定められています。

飼い主になると、その動物の終生飼養※の義務が発生します。飼い主のもしもの場合や事情（入院や引っ越しなどで飼えなくなる）ができたときのために、引き取り手をどうするか考えておきましょう。

※動物がその命を終えるまで、適切に飼養すること

—— 犬を飼うときは ——

飼い主は犬の登録（犬の生涯に1回）を行うとともに、狂犬病の予防注射（毎年1回）を受けさせ、その証明として鑑札と注射済票を犬に装着することが法律で義務付けられています。

■犬の登録（登録料3,000円）

生後90日または犬を所有した日から30日以内に届け出て、登録することが法律で定められています。登録しない場合には、罰則が設けられています。

<届け出先>

- ・市民環境課、各支所
- ・動物病院（熊本県獣医師会天草支部に加入）

■狂犬病予防注射

（予防注射料 2,800円、注射済票交付手数料 500円）

毎年4・5月に市が実施する集合注射、または動物病院で予防注射を受けさせてください。

※熊本県獣医師会天草支部に未加入、または市外の動物病院で接種した場合は、病院から発行された注射済証を市民環境課・各支所に持参して手続きを行ってください。

■マナーを守って

- ・犬の散歩などに出かけるときは、飼い主の最低限のマナーとしてビニール袋などを携行し、フンは飼い主が責任を持って処理してください。
- ・犬の放し飼いは県条例で原則禁止されています。散歩時はリードを付け、安全確保に努めてください。飛び出しなどを防ぎ、犬の命を守ることにつながります。

—— 猫を飼うときは ——

猫を飼う場合は、次の点を守りましょう。

- 室内で飼う
- 飼い猫には首輪をつける
- 繁殖させる意思がないときは、避妊・去勢手術を受けさせる

■野良猫への餌やり 責任持てますか？

野良猫に餌を与えていませんか。餌を与えたその時からあなたがその猫の飼い主です。近年、野良猫への餌やりや糞尿被害による相談が多数寄せられています。飼い主としての責任を持つことができないのであれば餌を与えないようにしましょう。

■地域猫活動

野良猫の生活する地域の住民の理解と協力を得ることができれば、「地域猫活動」を自主的に行うことができます。かわいそうな猫を減らすためにも、周りの人と協力し、避妊・去勢手術などを行い、適切な管理を行いましょう。

飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術費を助成

受付中

対象・助成額

犬（狂犬病予防注射済み）・1万円
猫（家庭飼育猫）・5千円
※1戸につき、犬1匹まで。猫7匹まで

☎直接病院（獣医師会天草支部に加入）に申し込み。

☎熊本県獣医師会天草支部☎22-3189